

昭和二十七年三月二十六日

不口不口憲兵分隊作命綴



防衛研究所図書館

係	任王	長班	長隊万

寫
極秘 為參考

渡集團第七四號
兵站施設、利用者取締ニ關スル件通牒

昭和十八年一月二十九日 渡集團參謀長

獨立守備步兵第三十七大隊長殿

兵分隊
17年6月7日
受付

首題ノ件ニ關シ近時軍人軍屬以外ノ者ニシテ或ハ將校高筆官
官ニ名ヲ精リ或ハ將校高筆官(待遇扱ヲ含ム以下同)等ノ
私服着用ノ場合ノ標識明確ニシテ其ニ準ニ據リ軍指定料理不
食堂慰安所等ニ出入シ遊興スルモノノ増進ノ傾向ニアリ
共ノ結果營利ヲ目的トスル業者トシテ八百ラ之等ノ者ノ濫賣六
ル金力ニ左右セラレ薄給ノ將校等ニ對スル待遇極メテ不
トナリ軍力慰安設備ヲ設定セル趣旨ニ反スルモノアリ如斯
現象ハ陸軍トシテ滿洲支那事變後ニ体験セシ所ニシテ
今日亦其ノ轍ヲ踏マントシツ、アルハ莫ニ遺憾トスル所ナリ然リ

131
7
2

ト雖モ一方内省スルニ軍人軍属中官人タルノ高潔ナル節操ヲ
 金力ノ前ニ放棄シ彼等ノ利用ノ具ニ甘ンシ甚クハ軍
 人改等ニ軍人慰安設備利用ノ便ヲ與ヘ酒食ヲ共ニシ不
 間官吏職務規律ニモ低觸シ犯罪ヲ構成スルノ結果
 慮濃厚ナルモアリ又一面之ガ爲將校中下士官兵ノ
 施設ヲ利用スルノ結果ヲ招來シ階級觀念敬禮實施ニ
 影響ヲ及ビ軍紀ヲ紊ルノ動機トモナリアリ將來軍トシテ
 ハ右ノ如キ非違行爲ニ對シ峻烈ナル取締ヲナスト共ニ往時
 事變後ニ於ケル好マシカラサル現象防止ノ爲善慮スヘシト
 雖各部隊長ニ於テハ部下ヲ戒飭シ將來ハ利害關係ノ有
 無ニ不拘ラス軍人軍属以外ノ者ノ響音應ニ甘ンシ或ハ之ニ
 利用サルカ如キ者ヲ縱無ナラシムル如ク特ニ配慮セラル
 度尚將校高等官ハ制服以外ニテ之等慰安施設ニ立入
 場合ハ全負互証身分證明書ヲ携帯スル如ク定メラレ

ルニ府之ガ實行ヲ徹底セシメラレ度依命通牒ス
 追而本通牒身分證明書ノ有無ニ依ル取締ハ二月十日
 ヨリ施行セラルニ付爲念申添フ

左記

身分證明書

渡第〇〇〇〇部隊

將校第〇〇〇號

(高等文官)

自印

五

備考

- 一 用紙ハ保存ニ耐ユル白紙トス
- 二 本証ヲ必要トスルハ武官ニテハ大佐以下文官

第	三	中	隊	下	士	官	指	揮	ス	ル	上	五	時	分	迄	本	部	前	ヲ	向	原	少	尉	指	揮

軍事極秘

独立守備歩兵第四二號

獨立守備歩兵第三七大隊命令



六月十七日一五時
ロイ



大隊ハカリゴ警備隊多糧秣輸送並ニ連絡ヲ實施ス

向原少尉ハ部下五名及第三中隊ヨリ差出テ下士官以下十五名ヲ合セ指揮シ明十

八日六時現在地出發ハロイヲ經テカリゴニ至リ糧秣ヲ交付並ニ連絡ヲシテ後十九日夕

刻迄ニ歸還スヘシ

第三中隊ヨリ下士官指揮スル五名ヲ明十合五時五分迄本部前ヲ向原少尉指揮

スラムヘシ 兵器掛ハ明十八日五時迄第一項ヲ爲自動貨車六輛ヲ本部ニ準備スヘシ

又隊中尉ハカリゴハヤ警備隊糧秣ヲ分テ準備シ明十合五時五分迄向原

少尉ニ交付スヘシ

六予ハロイロニ在リ

大隊長 戸塚 中 佐

下達 茲要旨口達被印副配布
配布 先線下指揮下各隊
報告 先司令部

- ニアリテハ三等以下トス
- 三(高等文官)ニハ待遇扱ヲ含ム
- 四 將校及(高等文官)毎ニ通シタル一連番號ヲ
- 配當ニ交付スルモノトス
- 五 監督者 業主等ヨリ提示ヲ求メシタルト
- キハ之ニ應スルモノトス
- 六 之入ノ際本語ノ提示ナキ者ハ將校高等文
- 官ト認メズ